

平成 年 月 日

栄町長 岡田 正市 様

地縁による団体の名称

代表者名

印

代表者の職務執行の停止等の有無について

1 裁判所による代表者の職務執行停止の有無

(1) 有 (2) 無

2 裁判所による代表者の職務代行者の選任の有無

(1) 有 職務代行者 住所 _____
氏名 _____

(2) 無

3 代理人の有無

(1) 有 代理人 住所 _____
氏名 _____

(2) 無

【参 考】

- 1 裁判所による代表者の職務執行の停止並びに職務代行者の選任は、裁判所において民事保全法第24条(仮処分の方法)により、仮処分命令の申立ての目的を達するために行う処分です。該当のない団体は、「無」の番号に○印をしてください。
- 2 代理人は、地方自治法第260条の8の代理人及び第260条の10の特別代理人をいいます。該当のない団体は、「無」の番号に○印をしてください。